渥美半島田原市応援寄附推進事業実施要領

（目的）

第１条　この要領は、地域産品等を返礼品（渥美半島田原市応援寄附金として田原市（以下「本市」という。）へ寄附をした者に対し贈呈する商品又はサービスをいう。以下同じ。）として認定すること（以下「認定」という。）その他必要な事項について定めることにより、本市への寄附の推進及び本市の魅力の発信を図り、もって地域振興に資することを目的とする。

（認定を受けることができる者）

第２条　返礼品の認定を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。ただし、本市と取りまとめ業者（事業の効果的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客、配送等に係るデータの適正管理、クレーム対応等を行う業者として市長が指定する者をいう。以下同じ。）との協議により、適当でないと認められるときは、この限りでない。

(1) 返礼品の生産、発送等において、関係法令を遵守していること。

(2) 市税等の滞納がないこと。

(3) 市内に本社若しくは本店又は支社若しくは支店又は事業所若しくは工場等の主たる生産拠点を有している法人、団体若しくは個人事業者であること。ただし、当該事業者の返礼品が、市内で提供するサービスの利用券等、本市の魅力の発信及び地域振興に資するものとして市長が認める場合は、この限りでない。

(4) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

(5) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、取りまとめ業者と電子メールにより連絡がとれること。

（認定の対象となる商品又はサービス）

第３条　返礼品の認定の対象となる商品又はサービスは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 地方税法第３７条の２第２項及び第３１４条の７第２項の規定に基づく第１号寄附金の募集の適正な実施に係る基準並びに物品又は役務に類するもの等の基準（平成３１年総務省告示第１７９号）第５条の基準に適合していること。

(2) 高い品質又は安全性を確保できる体制、システム等のもと生産又は製造されたものであって、その過程を明らかにできるものであること。

(3) 当該商品が飲食物である場合は、賞味期限又は消費期限の設定に明確な根拠があること。

(4) 持続的に品質を確保できるものであること。

(5) 生産者、商品名、パッケージ、品質、容量又は商品の組合せ等の特徴により、同種品と明確な差別化ができるものであること。

(6) 取りまとめ業者の指定する宅配業者により配送できるものであること。

(7) 価格（梱包代金、消費税及び地方消費税を含む。）が、寄附金額（１万円以上であって、市長が返礼品の価格、送料等を総合的に勘案した上で、１,０００円単位で定める額）の３割以下のものであること。

（取りまとめ業者として指定する者）

第４条　第２条の市長が指定する者は、次に掲げる者とする。

(1) 株式会社さとふる

(2) 一般社団法人渥美半島観光ビューロー

（登録事業者）

第５条　返礼品の認定を受けようとする者は、あらかじめ渥美半島田原市応援寄附事業者登録申込書（様式第１号）を市長に提出し、登録を受けなければならない。

２　前項の登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、当該登録の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に申し出なければならない。

（認定の申請）

第６条　登録事業者は、返礼品の認定を受けようとするときは、渥美半島田原市応援寄附返礼品認定申請書（様式第２号。以下「申請書」という。）に、次に掲げるものを添えて市長に提出しなければならない。

(1) 返礼品の認定を受けようとする商品又はサービス（以下「申請品」という。）の写真

(2) 申請品が商品である場合で、渥美半島たはらブランド認定事業実施要領（平成２８年３月１日施行）に基づく認定又は渥美半島たはらブランドプレミアム認定事業実施要領（令和元年１２月２日施行）に基づく認定を受けていないときは、当該申請品の現物

(3) その他市長が必要と認めるもの

２　申請書の提出時に、前項第２号の申請品の現物を提出することができない者は、カタログ等の資料を提出しなければならない。この場合において、当該申請品の現物を提出できるようになったときは、速やかに提出するものとする。

（認定等）

第７条　市長は、申請書の提出があったときは、市長が別に定める審査基準に基づき認定の可否を決定し、渥美半島田原市応援寄附返礼品認定（不認定）通知書（様式第３号）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

２　前項の規定により認定を受けた者は、当該認定を受けた返礼品について、本市の契約するふるさと納税ポータルサイトへの登録及び発送等に係る取りまとめ業者との調整を行わなければならない。

（認定の有効期間）

第８条　前条第１項の規定による認定の有効期間は、当該認定をした日から３年を経過した日の属する年度の末日までとする。

（認定の更新）

第９条　前条に規定する期間の満了後に、引き続き認定を受けようとする者は、当該期間の満了の日の１月前までに、渥美半島田原市応援寄附返礼品認定更新申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（変更の申出）

第１０条　第７条第１項の規定により認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に申し出なければならない。

(1) 返礼品の名称又は価格を変更したとき。

(2) 返礼品の生産、発送等を１年以上中止し、又は廃止するとき。

(3) 返礼品の規格、形状又は包装若しくは容器に係るデザインを著しく変更したとき。

(4) 申請書の記載事項に変更が生じたとき。

２　前項第３号の規定により申し出る者は、返礼品が商品である場合は、当該申し出時に、変更後の商品の現物を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第１１条　登録事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 返礼品の流通、販売、消費又は使用における不具合、瑕疵、事故等（以下「事故等」という。）が発生したときは、当該事故等に関する一切の責任を負うこと。

(2) 返礼品に係る取引、商談、交渉、宣伝等の活動において、本市が当該返礼品の品質、性状、性能等について保証する等の誤認を与えないこと。

(3) 事故等が発生したときは、直ちにその旨を市長に報告し、逐次その後の対応状況を報告すること。

(4) 市長を経由して返礼品の苦情があったときは、誠意をもって当該苦情に対応し、その後の対応状況を市長に報告すること。

（登録事業者の登録の抹消及び認定の取消）

第１２条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第５条第１項の登録を抹消し、及び第７条第１項の規定による認定を取り消すことができる。

(1) 登録事業者が偽りその他不正の手段により返礼品の認定を受けたことが明らかになったとき。

(2) 登録事業者が第２条各号に掲げる要件を満たしていないとき。

(3) 返礼品が第３条各号に掲げる要件又は第７条第１項の市長が別に定める審査基準を満たしていないとき。

(4) 登録事業者が前条各号に掲げる事項を遵守しなかったとき。

(5) 登録事業者が返礼品又は本市の信用を損なうおそれのある行為をしたとき。

２　前項の規定により登録を抹消された者のうち、同項第１号に該当することにより抹消された者にあっては当該抹消の日から３年、同項第２号から第５号までに該当することにより抹消された者にあっては当該抹消の日から１年を経過しなければ、再び第５条第１項の登録を受けることができない。

３　市長は、第１項の規定により返礼品の認定を取り消したときは、渥美半島田原市応援寄附返礼品認定取消通知書（様式第５号）により、当該取り消した者に通知するものとする。

（公表）

第１３条　市長は、事故等の内容を一般に広く知らせる必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。この場合において、当該公表により、登録事業者及びその取引先において経済的な損害その他不測の事態が発生したときであっても、市長は一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第１４条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年９月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年１２月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年９月１日から施行する。ただし、第３条第４項ただし書に規定する寄附金額は、同年１０月２４日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年９月１日から施行する。